

平成16年 6月25日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号
ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社
代表取締役社長 西村 英俊

第1回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第1回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

今後とも倍旧のご支援、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第1期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）

営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

当期末の株主配当金は、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきますこととなりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の概要は、次のとおりであります。

(1) 第1条（商号）の変更

当社は平成16年4月1日に当社子会社である旧ニチメン株式会社と旧日商岩井株式会社を合併させ、「双日株式会社」として新たにスタートさせることといたしました。

双日の「双」はお客様や社会と当社グループとの固いパートナーシップを、「日」は太陽のようなエネルギーに満ちた企業グループ実現への意思を表したものであり、当社グループがお客様や社会とともに成長し、輝かしい未来を実現していこうという熱い思いを込めたものであります。

これに伴いまして、当社の商号を双日ホールディングス株式会社（英文表示：Sojitz Holdings Corporation）に変更いたしました。

(2) 附則の制定

第1条の商号変更の効力発生時期を平成16年7月1日とする旨を附則で規定いたしました。
また、当該附則規定につきましては、実施時期経過後これを削除するものいたしました。

(3) 第5条の2（自己株式の取得）の新設

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）が施行され、定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の取得が認められたことから、経済情勢の変化に対応した機動的な経営かつ迅速な資本政策の遂行を可能とするため、第5条の2（自己株式の取得）を新設いたしました。

(4) 第20条（代表取締役および役付取締役）の変更

効率的な取締役会運営および機動的な業務執行を行うため、取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができるよう規定を変更いたしました。

(5) 第21条（取締役会の招集権者および議長）の変更

取締役会の招集および議長については、取締役社長がこれを行うものとし、取締役社長にさしつかえがある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ定められた順序により他の取締役が取締役社長に代わって取締役会を招集し議長となるよう規定を変更いたしました。

- 第3号議案 取締役5名選任の件
本件は、原案どおり取締役に西村英俊、橋川真幸、小林克彦の3氏が再選され、土橋昭夫、村岡茂生の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、村岡茂生氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する要件を満たす社外取締役であります。
- 第4号議案 監査役4名選任の件
本件は、原案どおり監査役に品川正治氏が再選され、仲谷 勝、和田譲治、石田克明の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、品川正治氏および石田克明氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
- 第5号議案 取締役および監査役の報酬額の件
本件は、原案どおり取締役の報酬総額は月額1,600万円以内、監査役の報酬総額は月額550万円以内に定めることに、承認可決されました。
なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与が含まれているものといたします。

【ご参考】定款の変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条(商号) 当社はニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社と称する。 英文ではNissho Iwai-Nichimen Holdings Corporationと表示する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条(商号) 当社は双日ホールディングス株式会社と称する。 英文ではSojitz Holdings Corporationと表示する。</p> <p><u>第5条の2 (自己株式の取得)</u> <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議により自己株式を買い受けることができる。</u></p>
<p>第20条(代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議により、取締役のうちから代表取締役を定める。 代表取締役は、各自当社を代表する。 <u>取締役会の決議により、取締役会長1名および取締役社長1名を定める。また、取締役会の決議により、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第20条(代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議により、取締役のうちから代表取締役を定める。 代表取締役は、各自当社を代表する。 <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を定める。</u></p> <p><u>取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第21条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長が招集し議長となる。 取締役会長にさしつかえがあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し議長となる。 取締役社長にさしつかえがあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>附則 <u>第1条(商号)の変更は、平成16年7月1日から実施する。なお、本附則は第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u></p>

取締役および監査役、執行役員

平成16年6月25日現在の取締役および監査役の新体制は次のとおりです。

代表取締役社長	西村英俊	常勤監査役	仲谷勝
取締役	橋川真幸	常勤監査役	和田讓治
取締役	小林克彦	監査役(非常勤)	品川正治
取締役(非常勤)	土橋昭夫	監査役(非常勤)	石田克明
取締役(非常勤)	村岡茂生		

- (注) 1. 村岡茂生氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する要件を満たす社外取締役であります。
2. 品川正治氏および石田克明氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

また、平成16年6月25日現在の執行役員の体制は次のとおりです。

C E O	西村英俊
副社長執行役員	橋川真幸
専務執行役員	小林克彦
常務執行役員	谷口真一

決算公告は、商法特例法第16条第3項に定める貸借対照表および損益計算書を次の当社インターネットホームページアドレスにおいて提供いたしております。

- ・平成16年6月30日まで
<http://www.nn-holdings.com/ir/announce/announce.html>
- ・平成16年7月1日以降
<http://www.sojitz-holdings.com/ir/announce/announce.html>

以上